

## 第1章 大分県医療計画の趣旨

### 1 計画策定の趣旨

本県では、県民に適切な保健医療を確保することを目的として、平成元年に大分県地域保健医療計画を策定して以降、社会状況や県民ニーズの変化に対応して平成6年、平成11年、平成16年、平成20年、平成25年、平成30年に改定を行い現在に至っています。

この間、急速な高齢化による人口構造の変化に加え、がんや認知症患者の増加等による疾病構造の変化等により、県民の医療ニーズが多様化しています。

こうした時代の要請に的確に対応し、誰もが安心して医療を受けることができるよう、本県の実情に即した、質の高い、かつ、効率的な医療提供体制を整備するため、今回、第8次大分県医療計画を策定します。

また、新たな医療計画は、高齢者福祉計画、介護保険事業（支援）計画、医療費適正化計画、健康増進計画、がん対策推進計画、歯科口腔保健計画及び障がい者計画などの関連する計画と整合性を図りながら、総合的に推進する必要があります。

### 2 基本理念

「安心で質の高い医療の確保」を本計画の基本理念とします。

### 3 医療計画の位置づけ

この医療計画は、次に掲げる性格を有します。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に基づく医療計画
- (2) 大分県長期総合計画の医療部門計画
- (3) 大分県における医療諸施策の基本指針
- (4) 市町村及び保健医療関係機関、団体等に対しては、施策推進に関する事項を示すとともに、医療機関の連携を促進する役割を持つもの
- (5) 県民の自主的、積極的な活動を促すとともに、県民に地域の医療機能情報を提供する役割を持つもの

### 4 計画の期間

この計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和11（2029）年度を目標年度とする6か年計画とします。ただし、在宅医療、医師の確保及び外来医療に関する事項については、3か年で中間見直しを行います。また、計画期間内であっても、社会状況の変化や医療をめぐる環境の変化に応じて、必要があると認めるときは計画の見直しを行うこととします。